

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町条例第5号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(設楽町公告式条例の一部改正)

第1条 設楽町公告式条例(平成17年設楽町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、町のホームページに掲載して行う。ただし、急を要するとき又は災害その他特別な事由により町のホームページに掲載することが出来ない時は、別表の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第3条を次のように改める。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

第4条第1項を次のように改める。

規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、前条第1項の規定を準用する。

第5条第1項中「第2条の規定」を「第2条各項の規定」に、「議会の規則その他町の機関の定める規則」を「議会その他町の機関の定める規則及び規程」に、「第15条第2項」を「第14条第2項及び第15条第2項」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「規則若しくは町長の定める規程又は町の機関の定める規則若しくは

規程」を「町長又は町の機関の定める規則又は規程で公表を要するもの」に改める。

(設楽町町営住宅条例の一部改正)

第2条 設楽町町営住宅条例(平成17年設楽町条例第166号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 町ホームページ

(設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 設楽町特定公共賃貸住宅条例(平成17年設楽町条例第167号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の2号を加える。

(4) 町防災行政無線

(5) 町ホームページ

(設楽町公共下水道条例の一部改正)

第4条 設楽町公共下水道条例(令和2年設楽町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「責任技術者が専属する」を「責任技術者を選任する」に改める。

第13条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

設楽町公告式条例（平成17年設楽町条例第4号）新旧対照表

【第1条分】

改正後	改正前
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 条例の公布は、町のホームページに掲載して行う。ただし、急を要するとき又は災害その他特別な事由により町のホームページに掲載することが出来ない時は、別表の掲示場に掲示してこれを行うことができる。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、前条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条各項の規定は、議会その他町の機関の定める規則及び規程で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項及び第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）について準用する。この場合において、第2条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則について準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、議会の規則その他町の機関の定める規則で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項）の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）について準用する。この場合において、第2条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定によりその公布に関し</u></p>

<p>(施行期日の特例)</p> <p>第6条 <u>町長又は町の機関の定める規則又は規程で公表を要するもの</u>は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</p>	<p><u>ては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)</u>について準用する。この場合において、<u>第4条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(施行期日の特例)</p> <p>第6条 <u>規則若しくは町長の定める規程又は町の機関の定める規則若しくは規程</u>は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</p>
---	---

設楽町町営住宅条例（平成17年設楽町条例第166号）新旧対照表

【第2条分】

改正後	改正前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 町ホームページ</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

設楽町特定公共賃貸住宅条例（平成17年設楽町条例第167号）新旧対照表

【第3条分】

改正後	改正前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第5条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 町防災行政無線</u></p> <p><u>(5) 町ホームページ</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第5条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

設楽町公共下水道条例（令和2年設楽町条例第14号）新旧対照表

【第4条分】

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し必要な技能を有する<u>責任技術者を選任する</u>、町長の指定を受けた指定工事店でなければ施工することができない。</p> <p>(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの で、条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し必要な技能を有する<u>責任技術者が専属する</u>、町長の指定を受けた指定工事店でなければ施工することができない。</p> <p>(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもの で、条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>